

説明資料

定額給付金等に係る特別支援金給付事業

定額給付金及び子育て応援特別手当は、基準日（平成21年2月1日）における住民登録に基づき、各世帯の世帯主にまとめて給付します。

しかし、配偶者からの暴力の被害者（以下「DV被害者」）とその子どもたちは、やむを得ず住民登録を異動しないで避難している場合が多く、定額給付金等の支給を受けられない状況にあります。

こうした事態の救済策として、市独自で定額給付金相当額等を給付し、経済的に困窮していると想定されるDV被害者の生活や子育てを支援します。

《対象者》

- ・ 基準日において、平塚市内に住民登録している方で、DV被害により住民登録地とは異なる場所（平塚市内・市外は問わない）に居住している方
- ・ 基準日以前からDV被害者であることを理由に、平塚市外の住民登録地から平塚市内へ移り住み、申請時においても平塚市内に居住している方
- ・ DV被害者であることが、平塚市や公的機関の証明により確認できる方

《給付額》

- (1) 定額給付金相当額：1人 12,000円（ただし、基準日の時点で、65歳以上・18歳以下は1人 20,000円）
- (2) 子育て応援特別手当相当額：対象となる子ども1人 36,000円

《申請方法》

- ・ 電話等による申請相談を受け、該当者に申請書を郵送する
- ・ 必要書類を添付のうえ、郵送又は窓口で受け付け

《申請受付期間》

平成21年7月1日（水）～平成21年10月31日（土）（消印有効）
窓口での受付は、平成21年10月30日（金）まで

《周知方法》

平塚市ホームページ及び広報ひらつか（7月1日号）に掲載するとともに、公民館等の公共施設にチラシを配布し周知を図る。